

第 100 号議案

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公の施設を大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市及び日出町の住民の利用に供する。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

名称	所在地
三重総合グラウンド	豊後大野市三重町赤嶺 2693 番地
サン・スポーツランドみえ	豊後大野市三重町百枝 1086 番地 273
三重柔道場	豊後大野市三重町内田 881 番地
三重体育館	豊後大野市三重町内田 881 番地
清川総合グラウンド	豊後大野市清川町三玉 807 番地 1
緒方総合運動公園	豊後大野市緒方町下自在 999 番地
緒方松山グラウンド	豊後大野市緒方町馬場 712 番地 9
緒方米山グラウンド	豊後大野市緒方町上冬原 2 番地
緒方南部グラウンド	豊後大野市緒方町馬背畑 1924 番地 4
朝地グラウンド	豊後大野市朝地町坪泉 552 番地
朝地体育館	豊後大野市朝地町朝地 927 番地
大野総合運動公園	豊後大野市大野町田代 2666 番地
千歳総合運動公園	豊後大野市千歳町下山 1156 番地 外
千歳テニスコート	豊後大野市千歳町新殿 785 番地 1
千歳ゲートボール場	豊後大野市千歳町新殿 1197 番地
犬飼総合グラウンド	豊後大野市犬飼町田原 1500 の 1 番地 外
犬飼体育館	豊後大野市犬飼町田原 1471 番地 2
豊後大野市大原総合体育館	豊後大野市三重町百枝 1086 番地 35
豊後大野市中央公民館	豊後大野市三重町市場 1200 番地

豊後大野市清川公民館	豊後大野市清川町砂田 810 番地
豊後大野市緒方公民館	豊後大野市緒方町下自在 257 番地 1
豊後大野市朝地公民館	豊後大野市朝地町坪泉 494 番地
豊後大野市大野公民館	豊後大野市大野町田中 276 番地 2
豊後大野市千歳公民館	豊後大野市千歳町新殿 785 番地 3
豊後大野市犬飼公民館	豊後大野市犬飼町田原 1476 番地
豊後大野市総合文化センター	豊後大野市三重町内田 878 番地
豊後大野市神楽会館	豊後大野市清川町砂田 810 番地
豊後大野市コミュニティセンター	豊後大野市大野町田中 74 番地 1
豊後大野市隣保館	豊後大野市大野町田中 74 番地 1

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

相互利用の実施のために要する相互利用施設の運営、管理等に係る費用は、豊後大野市が負担する。

提案理由

豊後大野市の公の施設の一部を大分都市広域圏を形成している大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市及び日出町の住民の利用に供したく、この案を提出するものである。